

広川町農業委員会

第 24 回総会議事録

令和 4 年 7 月 5 日

# 広川町農業委員会第24回総会議事録

令和4年7月5日広川町農業委員会第24回総会が福岡八女農協広川地区センター2階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 非農地証明に関する件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	8	弓削 和幸
2	重野 秀夫	9	船越 誠治
3	鹿田 勝師	10	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
5	丸山 和幸	12	中島 和彦
6.	馬場 啓介	13	牛島 信二
7	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項1件、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番 山村佳代子 農業委員、12番 渡邊鉄也 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知 順位1及び順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字 六田 他1筆 借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由： 耕作者の都合のため解約する旨説明。順位2 大字 川上、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合のため解約し解約後は別の農業者が借り受ける旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1及び順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田光浩 委員 順位1の解約される農地の次の耕作者は把握されておりますか。

事務局 解約後の耕作者については把握しておりません。

11番 野田光浩 委員 解約された場合には、地権者の意向も把握しておくべきではないでしょうか。

議長 今後は、解約される場合については、解約後の農地の管理について事務局で把握されますようお願いします。

事務局 今度からは、解約の届出があった場合は今後の農地の管理についてお聞きするようになります。

11番 野田光浩 委員 次の耕作者が見つからない場合、推進委員が地元の方に仲介され耕作してもらうのが一番いいのではないかと思います。

6番 馬場啓介 推進委員 推進委員だけでなく、農業委員の方にも協力されますようお願いいたします。

9番 船越誠治 推進委員 私も、農地の借受け者を見つけたいと時々相談を受けることがあります。基盤整備地区の条件がいい農地なら借りられる方もおりますが、川の近くで水害に遭いやすい農地や水管理がしにくい等耕作条件が悪い農地でしたら借り手がなかなか見つけにくいのが現状です。

会長代理 事務局にお尋ねしますが解約届には解約理由を記載する欄はあるんですか。

事務局 解約理由を記載する欄はありますが、解約後の農地管理について記載する欄はありません。

議長 今後は、解約後の農地管理についても記載されるように事務局をお願いします。続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 新代 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売

買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 申請地は、只今事務局から説明がありましたように川瀬のお宮の西に位置する農地で、譲渡人の■■■■さんが親から相続されておられますが遠方に住んでおり管理が困難ということで譲渡されるものです。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について審議いたします。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 日吉 他 1 筆、申請人：■■■■ 申請理由：資材置場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山和幸 推進委員 只今、事務局から説明がありましたように申請人は高間で■■■■■■■■製材所を経営されており、資材置場用地に転用申請したいということですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 久泉、譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 契約の種類：賃貸借権設定 申請理由：自動車整備工場用地（第 23 回農業委員会総会保留分）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 只今、事務局から説明がありましたとおり、前回保留された案件で自動車整備工場用地として転用申請されるもので、水利関係等の同意も取られており転用されることに問題はないと思われませんが申請地には雑草が生えており近所の住民の方より苦情がありましたので草刈りされるよう先月お願いしておりましたがまだ草刈りはされて

いませので地元の方から再度草刈りされるよう強く言われています。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 草を刈ってもらうようお願いしていたのに草がまだ刈られていないのはなぜでしょうか。

事務局 何回か確認して刈られていませんでしたので、代理人を通じて連絡しましたがまだ刈られていない状況です。

会長代理 申請人には直接連絡はしていないんですか。

事務局 代理人を通じて連絡していますので。

会長代理 この前からお願いしているのにされないのであれば、直接申請人に連絡されたほうがいいのではないかと思います。

10 番 稲員雅史 委員 この案件と関係ありませんが転用許可を受けられた後、着工が遅れ雑草が生える等近隣が迷惑されている案件があることも聞いておりますので、その場合も指導されるようお願いします。

議 長 私も、現地調査のときに総会までに草を刈ってもらうように事務局に言っておりました。

10 番 稲員雅史 委員 先月から委員会が指導しているのに刈られないのはいかがなものかと思えます。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 申請人に再度草を刈られるように強い指導をお願いします。

事務局 再度、申請人に対し近日中に草を刈られるように強く指導いたします。

7 番 渡邊和江 委員 今年は、特に虫が多く近所の方も大変迷惑されておられると思いますので早急に対応されるようよろしくお願いします。

課 長 代理人から、申請人に対しても連絡をされているのかも併せて確認いたします。

3 番 山村佳代子 委員 許可を受けられた後も近所に迷惑のかからないよう雑草等の管理していただきますよう指導をお願いします。

議 長 他に、質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 過半数挙手。

議 長 賛成多数で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字 一條、譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 契約の種類：  
贈与 申請理由：駐車場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12 番 中島和彦 推進委員 只今、事務局から説明がありましたとおり駐車場用地に転用されるもので関係者の同意についても取れておりますのでよろしくお願ひいたします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 只今の事務局の説明では、申請地には砂利が一部敷かれていますということでしたがどのような状況でしょうか。

事務局 申請地内に農業用倉庫がありますので車で行くための進入路に砂利が敷かれています。

議 長 現地調査したときに、耕作管理するうえで必要最低限の砂利が敷かれていたもので違反転用ではないと判断しております。

11 番 野田光浩 委員 私も、今回現地調査で申請地をみましたが傾斜地で砂利を敷かなければ農業用倉庫まで車で行くのは困難じゃないかと思ひます。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第3号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字日吉 申請人：■■■■ 申請理由 敷地の一部となっているため

議 長 順位1について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山和幸 推進委員 順位1について説明いたします。只今事務局から説明がありましたとおり申請地は住宅敷地の一部となっており非農地申請をされておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願ひいたします。

委 員 質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法による  
広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字太田 譲受人 ■■ ■■ 譲渡人 ■■ ■■ 特例事  
業（農地売買等事業）により■■ ■■に売買することについて説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等あり  
ましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙  
手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし、異議ない旨町長に報告します。以上で審議はすべて終わ  
りました。